

特許法の一部改正法律案

(ウォン・ヘヨン議員代表発議)

議案 番号	13980
----------	-------

発議年月日：2015. 2. 13.

発議者：ウォン・ヘヨン、ユン・ミョンヒ、チェ・ウォンシク
イ・チュンソク、ブ・ジャヒョン、パク・ヘジャ
キム・ジェギョン、クオン・ウンヒ、キム・ソンチャン
ミン・ビョンジュ、ナ・ソンリン、イ・ジャスミン
チョン・ガビユン議員(13人)

提案の理由

昨今、世界各地で知的財産権を巡る特許紛争が増加していることを受けて、特許訴訟のグローバル化が迅速に進行している。米国・ドイツなど主な先進国は、特許訴訟を誘致するために積極的な努力を重ねており、特に中国、日本、香港、シンガポールなどアジア諸国は、特許分野におけるアジアの主導権を握るため、全力で取り組んでいる。

特許市場は、年間 200 兆ウォンに上る巨大な世界市場を形成しているため、特許ハブ国家となれば、世界中の特許市場を吸収するのは勿論、関連事業も同時に発展する誘発効果を得ることもできる。

しかし、我が国の場合、特許審判院の特許無効認容率が 60~70%に上っており、特許訴訟においても特許権者の勝訴率が 20%前後で、特許権保護において世界最下位の水準である。このような事情により、韓国企業さえ韓国における特許訴訟を避けている実情である。

これは、IP5 の一国としての知的財産大国というプレゼンスに打撃を与える事実であると言わざるを得ない。フォーラム・ショッピング(Forum Shopping)が拡散しつつある世界中の知的財産権紛争において、これ以上韓国が立ち遅れてはならず、世界の特許ハブ国家に跳躍するため、現行法の改正が必要な時期を迎えている。

従って、損害賠償を現実化し、手続上の秘密保護制度を発展させる一方、訴訟代理人の限定閲覧制度を導入するなど、特許ハブ国家としての土台を作ることを目的とする。

主な内容

- イ. 特許権者が主張する侵害形態を否認する侵害者は、自己の実施形態を公開するよう義務付け、侵害の確認を容易にする実施行為提示の義務規定を新設する(案第 126 条の 2 を新設)。
- ロ. 特許権侵害に対する損害賠償請求権の根拠規定が現行法になく、民法上の違法行為に基づいて損害賠償を請求している実情であるため、損害賠償の根拠規定を新設する(案第 128 条第 1 項を新設)
- ハ. 軽過失の侵害者に対する損害賠償額の減刑規定について、現行法の立法趣旨に合わせて削除する(案第 128 条第 6 項 (旧 5 項) 後段を削除)。
- ニ. 故意又は重過失によって他人の特許権を侵害する場合には、法院によって実損害と認められる損害賠償額の 3 倍を超えない範囲内で損害賠償責任を認めることができるようにする(案第 128 条第 8 項を新設)。
- ホ. 特許権などの侵害による損害額を算定するために法院が鑑定を命じたときには、当事者は鑑定人に対して鑑定に必要な事項を説明するように義務化する(案第 128 条の 2 を新設)。
- ヘ. 特許権又は専用実施権の侵害訴訟において、法院が提出を命じることができる要件に侵害行為の立証が含まれるようにし、多様な電子記録媒体なども証拠として活用することができるよう、提出対象を書類から資料に拡大する(案第 132 条第 1 項)。
- ト. 証拠提出命令の拒否事由を判断するため、秘密審理手続制度を導入し、営業秘密を理由に資料提出を拒否しても、法院は必ず必要な場合に資料提出を強制することができるようにする一方で提出命令に応じなかった場合は、要証事実を真実なものとして認められるようにすることで、特許権者の立証負担を緩和する(案第 132 条第 2 項から第 4 項まで)。
- チ. 「通常受け取ることができる金額」という表現により、特許が新技術に該当するなど、客観的な技術的価値を算定し難い場合に賠償金などが低く算定される傾向が見られるため、「通常」という表現を削除する(案第 65 条第 2 項、第 128 条第 5 項 (旧 4 項) 及び第 207 条第 4 項)。